

議案第 20 号

東京都板橋区農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例

東京都板橋区農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和 29 年板橋区条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都板橋区農業委員会委員定数条例

本則中「東京都板橋区農業委員会の選挙による委員」を「東京都板橋区農業委員会委員」に、「8 人」を「12 人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

題名を改め、東京都板橋区農業委員会委員の定数を定める必要がある。